

Title	近世鉄山業の研究動向と展望(二) : 武井博明『近世製鉄史論』を中心として
Sub Title	The iron industry (tatara) in Tokugawa Japan (2)
Author	大貫, 朝義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.10 (1973. 10) ,p.791(85)- 805(99)
JaLC DOI	10.14991/001.19731001-0085
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731001-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世鉄山業の研究動向と展望(二)

——武井博明『近世製鉄史論』を中心として——

大 貫 朝 義

「諸国手広ク売弘メ銀錢ニ廻リ方宜敷所々相考、浦々嶋々北国大坂表迄何無障売仕、……春夏分町方中買小売商人共も、或者浜田長州須佐江崎辺ニ而北国筋之米船ニ、鉄米ニ打かへ、……或者北国九州辺へ積下り候而も現錢又ハ米大豆茶塩などニ積替罷候候折も御座候、……浜田浦ヲ須佐江崎辺迄之浦々ニ而、米鉄ニ相替へ、春夏分商内仕候ものも三、四拾軒余、北国九州大坂迄ニ而商内仕候間屋、大坂ニ而一、二ヶ所、九州防長両国辺ニ而五、六ヶ所、出羽酒田庄内越後柴田新潟柏崎加賀能登越中若狭小浜越前敦賀辺迄所々之間屋間屋も御座候」*

I. 序

II. 民営鉄山業

一、生産構造

- (1)鉄(山)師＝鉄山経営者の系譜(出自)
- (2)「資本」形成、経営の諸類型
- (3)労働者の性格——基幹部門＝山内専属労働者——
- (4)稼行地帯村落との関係——副次部門、分業・

市場構造——(以上、66巻4号)

二、流通＝市場構造

III. 鉄穴の所有と経営

IV. 藩営鉄山業及び藩の流通統制(以上、本号)

V. 加工業の展開

VI. 結び——若干の展望——**

前項までにおいて確認したように、生産構造に即してみた場合、従来の研究史は、近世鉄山業の特に基幹部門(鑪製鉄・大鍛冶)における技術・規模・形態がマニファクチュアと言ひ得るものであること、しかし同時に、分析の対象とされた具体的事例のなかでは、資本・労働関係、生産基盤に——変化の側面を認めつつも——極めて旧い人格的な支配関係の形態が保たれていること、を示している。そして、それは或る程度まで、(1)当初から巨大「資本」を擁し(→鉄師の系譜)、(2)立地上多く内陸山村で営まれ、且つ(3)その製品(鋼・鍊鉄)の多くが隔地間流通の対象になる、という鉄山業の素材的な特殊性、及び(——村落構造の変化とそこからの鉄山労働者の析出を認めるとして——それにも拘らず)(4)鉄山労働組織の旧い規律・編成が存続すること、(5)有力鉄師と領主の「共生関係」に基づく統制、などから説明されている。また、技術水準そのものの停滞に関しては、(1)素材的要因(原料＝砂鉄)、(2)技術体系自体に内在する要因、(3)労働力の安価な調達、(4)鉄の需要要因の質的・量的特性、などが考えられていると言えよう。こうした鉄山業の生産の内部構造、その労働力編成と生産基盤の停滞的な側面、経営類型としての——構造的な——旧さの強調を突き崩す分析視角のひとつが、村落構造の変化と鉄山経営との関連分析であったとすれば、他のひとつは以下に述べる流通＝市場構造の変化に関する考察であり、このふたつの視角からの研究の進展によって、鉄山業とその生産基盤を構造的な停滞性においてのみ、或いは画一的に停滞的なものとして、捉えることは困難となっている。

ところで、鉄(鉄・鋼・鍊鉄)の流通は必ずしも自由

(注)* 「某鉄師(石見国藤井家)ノ鉄座之儀ニ付御歎書」(安永9年)。武井博明「大坂鉄座の意義」203頁。

** 以上は(三)として、三田学会雑誌近刊号に掲載予定。

- (1) この点こそ、鉄山業の研究史における微妙な見解の相違の一因をなすものであり、一方では労働力の析出基盤そのものの特質から「山内」の隷属性が説明されるのではあるが、他方では村落構造の変化とそこからの労働力の析出が、そのまゝの形で鉄山業の労働組織・内部編成に反映しない、ということも、同様に強調されるのである(鉄山業の特殊性)。
- (2) 周知のように、原料分布上、赤目を原料とする鉄押鑪から産する鉄は山陽を、また真砂を原料とする銅押鑪から産する銅(鋼)は山陰を、それぞれ主産地とし、鉄は鑄物類に、銅は刃物類に加工された。鉄から製する鍊鉄は、釘地割・小割・細割・千割・中割・大平割・小平割・長割・播州割・薩州割・山県割・玄翁地・板鉄など種々の形状の割鉄につくられ、釘・農具等の製造に向けられた。結城次郎・磯貝勇「中国地方における砂鉄製鍊法の史的研究」39～40、48～50頁、(同)、「前掲書」(「明治時代に於ける古来の砂鉄製鍊法」)5、10～11頁、(「鉄山秘書」)142、159～163頁、庄司久孝「たたら(鑪)の経営形態より見たる出雲・石見の地域性」4頁、同「たたら(鑪)の歴史地理学的研究」121～122頁、向井義郎「鉄山経営」(広島県農地部「農村建設計画策定に関する調査——広島県山県郡戸内村——」第2章第2節、1952)215頁、同「中国山脈の鉄」168～169、177～178頁、同「江戸時代鉄押法による鍛冶屋作業の内容と技法につい

に行われたわけではなく、寧ろ鉄師、幕藩権力、特権の鉄商が絡み合い、多様な地域差と時期的変遷を含んでいた。⁽³⁾ 事実、この研究領域においても、出発点をなしたのは、堀江保蔵氏、庄司久孝氏、加藤茂男氏、向井義郎氏、松尾陽吉氏、武井博明氏等による、領主の流通統制を中心とした研究であり、これと並んで民営鉄山の産鉄の統制外の流通形態が取り上げられたが、これが流通=市場構造という観点から分析されるようになるのは、武井氏の研究以降のことである。生産構造における一般的特質の解明が、その時系列的な変化の分析の基礎をなしていたように、この場合にも、いわば形態分析が構造分析の基礎をなしていた。流通統制や、また流通と不可分の関連をもつ加工業の問題は後述に譲り、以下においては、まず幕藩権力の直接の統制をうけない鉄の流通の研究史について、みることにしよう。

既に述べたように、兼営形態をとる鉄師の工程別専門分化は、同時にそれぞれの部門内での技術革新と部門別の地域的集中を伴い、⁽⁴⁾ 産鉄量そのものの増大及び加工業の発達と相まって、ここに製鉄・加工業地域間の大規模な流通のための条件が形成された。この流通

について、形態分析はまず次のような事実を明らかにした。即ち、(1)山元(鑪・鍛冶屋)から積出港までの輸送は、近在農民の副業としての駄賃〔馬代〕稼、及び特に舟運(川舟)により、また山陰から山陽諸港に向けての産鉄の内陸輸送もかなりみられること、⁽⁵⁾ (2)山陽・山陰諸港からは主として大坂に向けて積出し、ほかに「北国」、九州、四国等の各地「特産」との交易が行われていること、⁽⁶⁾ その取引形態としては、(3)大鉄師の多くが、大坂及び諸港に出店をもち、手船(自家船)をも有して輸送・販売を行う一方、1)諸港鉄問屋による買入・積登、2)船頭による買積、3)鉄師と大坂鉄問屋の値組みによる輸送、等の形態もみられたこと、⁽⁷⁾ (4)廻船の寄港地・下関(赤間)港では、大坂向の鉄類の途中売買、抜売買が盛んに行われていること、⁽⁸⁾ などである。これと並んで、製鉄業地域内での鉄の流通や、鉄師のもとでの大坂売の漸減傾向などが指摘され、流通=市場構造の分析の展開方向を示唆してはいたが、少なくとも研究史の「第四期」までは、領主の直接の統制外にある鉄の流通は最も未開拓な研究領域のひとつとなっており、そこでは流通に占める大坂の地位が、とりわけ強調されていた。⁽¹¹⁾

て(1) 19頁、(2) 21~22頁、立川昭二「鉄の放浪記」153~154、164頁、石塚尊俊「鑪の技術」104~105、145~147頁、野原建一「たたら製鉄業の生産構造」22~23頁、石塚尊俊「採鉄冶金の民俗」30~31頁、飯田賢一「日本鉄鋼技術史論」(三一書房、1973) 128~129頁などを参照。

注(3) たとえば、松江藩、広島藩は、専売制・専売類似の仕法・自由売の時期的変遷と地域差との具体例を示している。堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」237~246頁、向井義郎「近世における鉄山経営の形態」52~53頁、同「座鉄・鉄株と山県鉄師」61~62頁、同「中国山脈の鉄」188~190頁、武井博明「芸北備北の鉄山業」(芸備地方史研究25・26号、1958) 71~72頁。

(4) 拙稿「近世鉄山業の研究動向と展望」(一)46頁の(注)26を参照。なお、日本科学史学会(飯田賢一・黒岩俊郎)編「採鉄冶金技術」22頁、立川昭二「釜に生きる——古作の釜にさぐる鈔物の歴史と美——」(同「鉄」所収) 183~185頁、飯田賢一「日本鉄鋼技術史論」146頁をも参照。

(5) 庄司久孝「たたら(鑪)の経営形態より見たる山雲・石見の地域性」20~21頁、同「近世以降、たたら(鑪)による中国山地の開拓」68~69頁、加藤茂男「日本近世における『鉄』の輸送について」(駒沢史学創刊号、1953) 31~34頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」11頁、向井義郎「中国山脈の鉄」195~196頁、松原高広「文政8年石見国矢上村における砂鉄取引騒擾」40頁。山陰から山陽に向けての流通拠点としては、可部(安芸)、三次・西城・東城(備後)、新見(備中)、勝山・津山(美作)などが挙げられている。

(6) 庄司久孝「たたら(鑪)の経営形態より見たる出雲・石見の地域性」20、22頁、同「近世以降、たたら(鑪)による中国山地の開拓」69頁、加藤茂男「日本近世における『鉄』の流通について」31、35頁、向井義郎「中国山脈の鉄」195~196頁。山陰諸港としては、黒松・温泉津・江津・浜田・宅野・久手(石見)、宇龍・松江・安来(出雲)、境・米子(伯耆)、鳥取(因幡)などが、また山陽諸港としては、広島(安芸)、尾道・福山(備後)、玉島(備中)、岡山・西大寺・牛窓(備前)、網干(播磨)などが、それぞれ挙げられている。

(7) 加藤茂男「日本近世における『鉄』の流通について」35頁。

(8) 加藤茂男「日本近世における『鉄』の流通について」35頁。

(9) 松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」15~18頁、向井義郎「中国山脈の鉄」184、195頁、武井博明・井田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の一考察」(芸備地方史研究41・42号、1962)、武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」28頁などを参照。

(10) 武井博明「鉄業」435~437頁。

(11) 小野武夫「出雲の三名族」251~252頁、加藤茂男「日本近世における『鉄』の流通について」35頁。

近世鉄山業の研究動向と展望 (二)

しかし武井氏の非常に綿密な史料分析によって、鉄師のもとでの大坂売の比重の漸減、鉄の大坂入荷量の減少という、近世後期にますます明瞭となる傾向は、産鉄市場の一連の構造変化の一環として説明されることになった。それは、「地方鉄加工業の新たな発展→鉄取扱商人層の交替・市場構造の変化」という枠組を基本的な説明原理として、次のような形で示される。

(1)近世中期までは、三都及び堺の鉄加工業の需要を背景とする大坂鉄市場が圧倒的地位を占めたため、中国地方産鉄も——3割前後の諸国売を含みつつも——大坂売を主体とし、大坂に集荷後、全国に流通するという形をとる（大坂市場を中核とし、特権的鉄商に掌握された、独占的流通機構＝「幕藩制的流通構造」⁽¹²⁾）。

(2)18世紀中葉以降、諸国売の増大と大坂入荷量の減少によって、この「幕藩制的流通構造」は一定度の崩壊をみせた。それは、地方鉄加工業の新たな発展と結びついた、地方における新鉄商・廻船業者の成長と旧鉄商の衰退、そのような動きに対応する生産地港町鉄商の成長と生産地港町鉄商による地方加工業地への直接的流通の増大、諸国廻船業者の特産物交易の一環と

しての買積形態による流通の拡大・深化、という形で説明される。⁽¹³⁾

(3)こうして、化政・天保期には、鉄の取引関係はほぼ5つの地域的流通圏に再編成され、各流通・分業圏の一要素として位置づけられるに至った。⁽¹⁴⁾

(4)以上の結果、旧地方鉄商と結んでいた特権的大坂鉄商が衰退し、大坂鉄市場は享和～天保期に長期の取引不振に陥った。こうした中期→後期の市場構造の変化に対する幕府側の対応の試みが、大坂「鉄座」の設置（安永9～天明7）であったとすれば、鉄師側の対応は化政・天保期の大坂直売り（「出店」開設）であり、大坂鉄市場には仲買機能の衰退を中心とする機能上の変化がみられた。⁽¹⁵⁾

以上のような武井氏の分析結果は、鉄の流通構造の変化もまた、(1)三都を中心とする特権的都市手工業、それを背景とする三都特権商人の掌握する「幕藩制的商品流通」→(2)都市手工業（加工技術）の地方分散・農村における展開→(3)大坂を経由しない流通の増大、都市商人層の交替、「幕藩制的流通機構」の解体という、一般に確認されている近世中期→後期の市場構造の変

注(12) 武井博明「大坂鉄座の意義」202～209頁、同「近世後期における鉄の流通について」239～243頁、同「化政・天保期における鉄の流通について」262～266頁。この流通機構は、1)鉄師——2)生産地諸港鉄問屋——3)大坂鉄問屋——4)大坂鉄仲買——5) (i)大坂・堺等近隣都市内及びその周辺地域の場合：〔鉄加工品集荷問屋・小売商人〕——鉄加工業者、(ii)地方消費市場の場合：諸国蔵下町・港町鉄問屋、鉄加工品集荷問屋——〔小売商人〕——鉄加工業者、という形で示されている。

(13) 武井博明「大坂鉄座の意義」231頁、同「近世後期における鉄の流通について」250～254頁、同「化政・天保期における鉄の流通について」294～296頁。この点に関連して、武井氏は、従来広島鉄問屋に機能的に従属する形で、産鉄の購入・販売を行っていた安芸国の在郷町・可部の鉄問屋が、寛政以降その従属から脱し、諸国鉄商人との注文取引関係を結ぶこと、更に幕末には下関において北国米・九州米と鉄の交易を行うに至っていること、を指摘されている。ただし、在郷町鉄問屋と藩権力との癒着が、同時に留保点として挙げられている。武井博明「近世後期における鉄問屋の機能——広島藩可部町南原屋文左衛門家の場合——」（文教女子大学紀要Ⅱ、1968、後、「近世製鉄史論」所収）298～327頁。また、地方鉄加工業の新たな発展が既存の流通構造の変化に繋がるためのひとつの条件として、武井氏はその加工業の需要する鉄の種類・価格・量を挙げ、18世紀後半以降、一鉄師の産鉄のうち下級品を中心とする特定銘柄は諸国売の需要が多く、大坂売より高値となっていることを指摘されている。武井博明「化政・天保期における鉄の流通について」294～295頁、同「大坂鉄座の意義」207～208頁、更に森脇太一「石見江津地方における小鉄事業」39頁をも参照。なお、諸国売の流通機構は、鉄師→生産地諸港鉄問屋〔売（集荷）問屋→買（売払）問屋〕→諸国鉄問屋・廻船という形で示される。なお、後出（注）103を参照。

(14) 武井博明「近世後期における鉄の流通について」254～258頁、同「化政・天保期における鉄の流通について」283～294頁。この地域的流通圏は、1)山陽諸港—1)四国、ii)九州、2)山陰諸港—「北国」、3)大坂—中央地域、4)（大坂）—江戸—関東・東北、という形で示される。

(15) 武井博明「大坂鉄座の意義」209～231頁、同「近世後期における鉄の流通について」243～250頁、同「近世後期における鉄商人について」55～70頁、同「化政・天保期における鉄の流通について」266～283頁。大坂鉄市場の機能変化は——大坂鉄問屋に即してみるならば——1)その仕入面における廻船業者、船頭、在郷鉄商人等からの仕入部分の増大、2)販売面における大坂鉄仲買の排除、大坂周辺諸国での新規鉄荷受商人の発生と大坂鉄問屋の広汎な鍛冶直売、地方の沿岸地域に在郷町の鉄商との直接取引関係の形成、として捉えられている。また、武井氏は新しく形成されてくる流通＝市場構造に対し、1)旧い市場構造が崩れ切ることなく存続し、2)新しい市場構造自体も一定の限度をもつ、というふたつの留保点を付している。

化の一側面⁽¹⁶⁾に、対応するものであることを示している。それでは、以上のような市場構造の変化は、鉄山稼行地帯では如何なる形で現われているであろうか？

既にふれたように、「鋼造り」の工程を必要とする鋸押鑪が多い山陰地方では、近世後期には、鉄師から「荒鋼」を買受け「農業之透間稼鋼少々宛手造り」するような「小前之鋼師共」が多数存在して、「倉吉其外在々鍛冶共」、「国境近隣備中並作州辺々順々農具鍛冶共へ年々小売」⁽¹⁷⁾を行い、また——これに関連して——山陽側の安芸・山県郡にも、「石州へ買受郡中所々荷負歩行渡世」⁽¹⁸⁾を行う鉄小売商人の存在が指摘されている。更に出雲・仁多郡の一鉄師の産鉄（「小割鉄」）は、明治初年には「松江船手」売とともに「近辺……小鍛冶干把入用」を主たる販路としていたし、山陽側の鉄山でも、僅少ではあるが後期には「山元売」、「手元小売」⁽¹⁹⁾、「地売」が増大しつつあったことが明らかにされている。しかし、稼行地帯における鉄の流通と加工業の展開の度合、地域社会の社会的分業の中に占める位置、社会的分業そのものの構造、更に、以上と鉄山業の生産構造における変化との関連等については、従来ふれられるところが少なかつたし、今後の一研究領域をなしているといえよう。⁽²⁰⁾

また、市場構造の変化に関連して、有力鉄師の大坂市場進出（出店設置）の一因ともされる、化政・天保期の鉄価（荷主一問屋の仕切価格）の「大坂安の諸国高」という状態が、生産地・加工業地間の直取引→大坂の鉄類不捌、大坂の鉄仲買の破産→そこから生ずる損失を補填するための大坂鉄問屋の暴利、という形で説明されているが、こうした点についても、山元・生産地諸港・加工業地・大坂市場のそれぞれにおける鉄価（仕切価格・小売価格）の変動とその規定要因が——可能な限り——考察される必要があろう。⁽²¹⁾

III. 鉄穴の所有と経営

製鉄原料として用いられる砂鉄（粉鉄・小鉄）は、その採取地の相違により、川砂鉄・浜砂鉄・山砂鉄の三種に分けられる。⁽²²⁾そのうち最も上質とされ、また最も広く利用された山砂鉄の採取は、ほぼ近世初頭を画期として、「土鉄を採り、水際に持出て淘洗」する「堅穴（→鉄穴）掘り」から、井手、鉄穴口（山口、穴打）、走り（宇戸）、砂溜、沈殿池、洗い樋等の設備をもって、4、5人～20人の鉄穴師と2～4人の居士役が鉄穴師頭の指揮下で作業に従事する、「流し掘り」（鉄穴流し）法

注(16) 「幕藩制的商品流通」の成立と解体は、勿論各領国（地域）内における経済発展の段階と社会的分業のあり方、更にそれを包む全体的な分業関係のあり方の問題である。中井信彦「近世封建社会における商品流通史研究の課題」（歴史学研究 229号、1959）56～62頁、同「幕藩社会と商品流通」（稿選書11、1961）第3章、畑中誠治「『化政期』内海地域における在方商業資本と藩権力」（歴史学研究 264号、1962）78～82頁、吉永昭「天保改革について——三都中央市場と藩領域経済との関係を中心にして——」（歴史学研究 264号、1962）82～86頁、児玉彰三郎「近世後期における商品流通と在方商人」（歴史学研究 273号、1963）9～14頁、林玲子「幕藩制の市場と三都商業資本」（歴史学研究 324号、1967）35～39頁、長野暹「幕末期における市場構造について」（歴史学研究 324号、1967）39～42頁などを参照。

(17) 松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」15～18頁、向井義郎「中国山脈の鉄」184頁、武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」28頁、同「近世後期における鉄商人について」66～69頁。

(18) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」76頁。

(19) 武井博明「鉄業」437頁、同「近世後期在郷町における鉄問屋の機能」320～321頁、同「化政・天保期における鉄の流通について」292頁。

(20) この点は、早くから向井義郎氏が指摘されている。向井義郎「近世鉄山業の問題」24頁を参照。この場合注目すべきことは、それぞれの稼行地域内及び地域間における、1) 砂鉄採取（鉄穴流し）、2) 木炭製造、3) 鑪製鉄（鉄・鋳）、5) 大鍛冶（鉄→鋳鉄製造）及び鋼造り（荒鋼→鋼）、5) 鉄加工業という五部門間の質的構成と量的比重であろう。そしてその場合、18世紀前半までに近世における主要な技術革新をほぼ完了し、採鉄・製鉄・鉄工業各部門内で労働力の特定の「質的編制」と「量的比例」をもつに至った（広義の）鉄山業にとって、地域内における鉄株制による鑪・鍛冶屋株の固定、藩による正銀獲得を目的とする領外移出独占、個別鉄師による基幹部門の集積、地方加工業の新たな発展等はそれぞれ地域内の社会的分業の構成、地域間の需給の条件として作用したはずである。

(21) 武井博明「化政・天保期における鉄の流通について」271～272、276～277頁。なお、同「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」21～22頁をも参照。更に、この点に関連して、前出(注)13、後出(注)81を参照。

(22) 結城次郎・磯貝勇「中国地方における砂鉄製錬法の史的研究」40頁、俵国一、前掲書（『明治時代に於ける古来の砂鉄製錬法』）11頁、「鉄山秘書」21～24頁、向井義郎「鉄山経営」215頁、同「中国山脈の鉄」168頁、立川昭二「鉄の放浪記」153頁、石塚尊俊「鑪の技術」105頁、同「採鉄冶金の民俗」26頁。

近世鉄山業の研究動向と展望 (二)

に移行したとされている。⁽²³⁾「第四期」までの研究においては、この「鉄穴流し」は、主として(1)その副業的性格、(2)周辺(特に下流地域)農村との関連、という観点から取り挙げられていた。即ち、「鉄穴流し」作業は周辺山村農民の農閑期の副業として行われたこと⁽²⁴⁾、「鉄穴流し」に伴う多量の土砂・濁流が下流農村・農業に諸種の被害を与え、係争の原因となった反面、鉄穴場跡と土砂堆積地が新田開発の対象となり、株小作制形成の要因ともなったこと、などが明らかにされた。⁽²⁵⁾

ところで、製鉄部門における「野鎔」(三日鎔)から「永代鎔」への移行とはほぼ時期を同じくする、「堅穴掘り」による採鉄から「鉄穴流し」による採鉄への移行は、この採鉄部門においても操業以前の段階で一定規模の資本を必要とするに至ったことを意味する。また、

砂鉄という特殊な素材形態をとってはいるが、この「鉄穴」の所有と経営の問題こそ、鉄山業における採鉄部門として、いわゆる鉄山業の本来の部面をなすものなのである。そして、鉄穴労働者(鉄穴師、鉄穴流し)子、流し子(居士役)の存在形態のヨリ克明な分析と並んで、「鉄穴流し」のこの側面の研究が、「第五期」以降の研究動向の主たる内容をもなしている。

さて、明治初年の一連の「布告」の公布により、近世においては諸藩・幕府の王有制下にあった鉄山が——少なくとも法制的には——新政府の王有権の下に再編されていくことになるが、⁽²⁶⁾砂鉄の「坑区」に関してもまた、それまでは「往古よりの規則」・「旧慣」として認められていた諸藩、民間の所有・採掘権が否定され、官没官収によって、その「鉄物領得権=鉄山開

注(23) 以上は本口(本場)として、川関(関口)と区別される。結城次郎・磯貝勇「中国地方における砂鉄製錬法の史的研究」58頁、庄司久孝「近世以降、たたら(鎔)による中国山地の開拓」61頁、芸藩通志刊行会「復刻・芸藩通志」第三巻(1963)243頁、立川昭二「鉄の放浪記」154~156頁、飯田賢一「日本鉄鋼技術史論」125~126頁などを参照。中世までの採鉄法も、「堅穴掘り」とは称しても——素材的理由(砂鉄)から——坑道を形成するものではなく、露天掘りである。また、近世以降の「流し掘り」による「比重選鉱法」(鉄穴流し)は、採鉄部門の生産性を飛躍的に高めたとされている。なお、「鉄穴流し」の技術、作業工程については、結城次郎・磯貝勇、前掲書38~41頁、俵国一、前掲書(「明治時代に於ける古来の砂鉄製錬法」)10~23頁、「鉄山秘書」21~23頁、日本学士院(三枝博音)「明治前日本鉄業技術発達史」139~145頁、向井義郎「中国山脈の鉄」169~170頁、石塚尊俊「鎔の技術」105~114頁、同「採鉄冶金の民俗」28~30頁などを参照。

(24) この点は全ての研究書において確認されている。労働給付形態としては、1)株小作制に基づく労働力の調達、2)石見からの冬期出稼労働者の団体、3)近隣の農家2,3戸が一組となった出稼、などが挙げられている。尾高邦雄「職業と生活共同体」206~207頁、庄司久孝「近世以降、たたら(鎔)による中国山地の開拓」64頁。

(25) 結城次郎・磯貝勇「中国地方における砂鉄製錬法の史的研究」39頁、堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」226頁、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(下)(歴史地理58-6, 1931)60~66頁、原伝「松江藩の製鉄業と農業との関係」112~114頁、尾高邦雄「職業と生活共同体」163, 206頁、庄司久孝「近世以降、たたら(鎔)による中国山地の開拓」62~64頁、定本正芳「美作西北部の鉄山業と地域社会の変貌」(2)15~16頁、向井義郎「中国山脈の鉄」170, 185~186頁、第五期の研究に属するが、野原建一「中国地方の諸鉄山」53~54頁。鉄穴の作業期間が秋彼岸から春彼岸までに限定されたことは、それが農民の農閑期の副業として行われたことと並んで、この係争の結果、領主により作業期間、鉄穴数の制限が行われたことに基いていた。なお、株小作制の起源についての地主開墾説、特に鉄山業(鉄師)との関連、鉄山用飯米・鉄山労働力(副次部門)の供給基盤としてのその機能等については、高橋幸八郎「島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響」(農政調査会、1952)4~6, 42頁、庄司久孝「近世以降、たたら(鎔)による中国山地の開拓」64頁、田部越「近世松江藩領内における鉄山業」14~15頁、武井博明「幕末期広島島藩における一鉄穴経営」(芸備地方史研究47号、1963、後、「近世製鉄史論」所収)52頁。

26) 近世における金・銀・銅山の領有・稼行形態としては、1)直山——i)運上山、ii)荷分(堀分)山、2)諸山があり、且つ近世を通じて次第に後者の形態の比重が高まる、という歴史的推移がみられたとされている。小葉田淳「鉄業」(地方史研究協議会編「日本産業史大系」1、総論篇、1961)193~198頁、吉村剛夫「鉄山業の本源的蓄積——鉄区所有制度の形成を主題として——」(九州大学経済学研究29-3, 1963)70~86頁、小葉田淳「近世鉄山史の概要」(三井金属修史論叢刊号、1968)5~8頁、同「日本鉄山史の研究」(岩波書店、1968)8~14頁(その他随所)などを参照。一連の布告とは、「行政官布告177号」(明治2年)、「鉄山心得書(太政官布告100号)」(明治5年)、「日本坑法(太政官布告259号)」(明治6年)を指し、これらの公布を通して、「鉄区王有制」の原則及び「鉄業権主義」の原則が確立された。しかし、現実の鉄業事務レベルでは、なお旧来の慣行が行われていた。山田盛太郎「日本資本主義分析」(岩波書店、1934、引用は1966年版)72頁、石村善助「鉄業権の研究」(勸業書房、1960)11~14, 40~146頁、吉村剛夫「鉄山業の本源的蓄積」76~86頁、小葉田淳「鉄業」218頁、同「日本鉄山史の研究」42頁、野原建一「明治前期和式(たたら)製鉄業の危機」68~69頁。

採権⁽²⁷⁾が明治政府のもとに掌握されていく。いま、その前提となった幕藩制下におけるこの砂鉄「坑区」(鉄穴)の所有・稼行形態について、三つの基準——1)鉄穴の所有、2)経営主体、3)経営資金の出所——を設けてみるならば、純粹の「官稼」(藩有藩営)と「私稼」(私有私営)を両極として、「私地官稼」、「官地仕入」、「私地仕入」等の中間形態が存在したことが、明らかにされている⁽²⁸⁾。更にそのうちの民営(「私稼」、「私地仕入」)についてみると、鉄師が鉄穴をも所有し、採鉄・製鉄・第一次加工の各部門を一貫経営する場合もみられたものの、多くは一般農民の所有・経営にかかるものであった⁽²⁹⁾。そしてその場合、鉄穴の「所有」の内容は決して一義的に規定されうるものではなく、寧ろその所有形態、稼行組織(鉄穴労働者の構成)、採取砂鉄の配分法、などと共に、鉄穴の所有・経営の諸類型の内容・指標をなしている。研究史の積み重ねは、専ら近世後期、特に幕末期について行われてきているが、以下、鉄穴の「所有」の性格・内容、所有・経営の諸類型について、明らかにされたところをみてみることにしよう。

まず、鉄穴の所有と経営の「原型」ともいうべき段階として想定されているのは、上豪地主的鉄穴所有とその農奴主的経営という類型である。そこでは、鉄穴の所有が直接、土地所有に基づいており——従って、砂鉄の採掘権も土地所有から未分化であり——鉄穴所有者が、家内下人乃至名子・株小作人的地位にある隷属

農民を、鉄穴師・流し子として利用しつつ経営を行う。この労働給付は、或いは農閑期夫役として行われ、或いは採取量に応じて米・銭が支給される⁽³¹⁾。また、この類型の下では——次の類型と共に——関連山野・用水が全て同一人の所有地に包摂されている——形態上の——鉄穴の原型をも考えることができる。これと並んで、第二に、鉄穴持主が「鉄穴組」を形成し、且つその鉄穴持主をも構成員として含みつつ、村内農民による「流し子(鉄穴労働者)組」が形成されて、その「流し子組」により稼行される、比較的小規模な「寄合稼」形態が存在した。ここでも鉄穴の所有・形態上の原型が保たれているが、この類型に特徴的なことは、鉄穴持主の多くが同時に鉄穴労働者でもあることであり⁽³²⁾、これは——その意味で——「組合的な基礎」の上に立つ稼行・経営類型とみることができる。採掘砂鉄は、所定の歩合をもって「鉄穴組」と「流し子組」とに配分され、更にそれぞれの内部——構成員間——で、「鉄穴組」では鉄穴の持分に⁽³³⁾、また「流し子組」では所定の歩合に従い、再分される⁽³⁴⁾。

以上のふたつの類型におけるように、1)鉄穴山(砂鉄採掘地)、水手及び水路敷、精洗池敷等が、同一の個人乃至「組合」の統一的な所有のもとにあり、且つ2)鉄穴持主が隷属労働力を用いて開採・稼行・経営するか、或いは自らも「流し子組」の構成員となって「寄合」開採・稼行・経営——即ち、自営——する場合には、

注(27) 既に述べたように、技術・素材の理由から、砂鉄精錬業は「殖産興業」・「富国強兵」策の基軸とはなりえないのであるが、少なくともこの段階においては——産鉄量に占める比重構成の上からも——重要性を失ってはなかったし、また、砂鉄坑区が他の鉄山と別様の法制的扱いを受けるべき理由もなかったわけである。幕藩制下における鉄穴の所有関係は、地域によりさまざまである。鉄穴役(運上銀)は、藩領により、各鉄穴口当り概ね1~20匁の定額が徴収されたが、時期的・地域的に無運上の場合もあった。藩営鉄山業が優勢であった北備地方のように、鉄穴運上も「本途」として「高」に結ばれ、稼行上も藩の「御鉄方」により、強い統制が加えられた地域もあるが、その場合でも当該鉄穴の開採主体が誰であるかということが、ひとつの分岐点をなしていた。即ち、「百姓開鉄穴」は無運上であり、鉄穴持主は「往古々之規則」を楯に、「水先前後左右共御鉄山(=藩有林)内抜目無何れ成共御勝手次第=御流取」することができた。松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(上)(歴史地理 58-4, 1931) 49~58頁、武井博明「芸北・備北の鉄山業」69~70頁、鶴殿治雄・河野寿「藩政末期備後恵蘇郡の鉄穴」22頁、武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」44頁。

(28) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の一考察」77頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷——芸州高田郡栗屋村における民営鉄穴から藩営鉄穴への移行——」(たたら研究 12号, 1965) 18頁。藩営鉄山下においては、鉄穴も多く「私稼」以外の形態をとり、三つの基準のうちの少なくとも一つ以上において藩権力が関与する一方、砂鉄の流通統制が行われる。後出(注)56を参照。

(29) 向井義郎「中国山脈の鉄」185頁。

(30) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」25頁。

(31) 田部越「近世松江藩領内に於ける鉄山業」14~15頁。なお、前出(注)25の文献を参照。

(32) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」22~24頁。

(33) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」23~24頁。

(34) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」23頁。

何が鉄穴所有の内容をなすのか、ということや、また——領主権力の統制を別とすれば——土地所有と分離した採掘権ということも問題とはならない。しかし、近世以降の砂鉄採取（鉄穴流し）法は——技術（設備）上——立地条件によっては、錯綜した山野・用水の所持・利用権の問題を呼び起こす必然性をもつものであったから、一方では、1) 山野・用水の所持・利用権者と鉄穴開採者との関係（両者は同一か否か、同一の場合そのうちの誰が開採するか）により、また、その場合にも2) 村落構造及びその変化と対応しつつ、何が鉄穴所有の内容をなすのか、という問題が生じてきた。また、他方では、民営鉄穴（砂鉄採掘・洗採地）が藩有林内に新規開採される場合や、或いは民有鉄穴所在の山野が藩有化されるという事態が生ずるに従い、採掘・稼行権の土地所有からの分化（即ち、「鉱業権主義」の⁽³⁵⁾方向への発展）が、既に近世初期から「慣例化」していた。そして、このような発展と並行して現われ、且つこの発展方向を——経営形態の側面から——層推し進めたものが、鉄穴流しの「請負」稼行形態及び「借区」稼行形態の展開である。

土豪的鉄穴所有と並んで、或いはその分解の結果として、成立した「農民的」な鉄穴所有——1 鉄穴を1 人が所有する形態乃至惣有を⁽³⁶⁾原型とする——が、「持分」の売買・質入・相続を通して一定度の分化をみせたところに、「寄合稼」が形成されてくるが、このことは他方では「鉄穴」所有の集積と零細所有の創出を意味している。「鉄穴」の集積は、1) 惣有形態の下での有力鉄穴持の創出（内部分化）という形で、2) 鉄師により、鉄山（鑛製鉄業）経営の原料自給を目的として、3)

有力高持により、高率の鉄穴「地代」の取得を目的として、進められた。⁽³⁷⁾この過程と分かち難く結びついて進行したのが、「請負稼」及び「借区稼」の創出であり、それは概ね1～10年の年期を限って行われた。

まず第一に、「請負稼」は、「鉄穴組」の一構成員——従って、鉄穴持分を有する者——が他の共有者から請負稼行するという形でも行われうる⁽³⁸⁾し（「請負稼」の第一形態。請負人は、鉄穴の所有・経営規模を拡大しつつある鉄穴持主とみることができる）、また、ヨリ専業化した鉄穴労働者が鉄穴持主との間に請負関係を結び、且つ持主自身が多かれ少なかれ稼行に関与しつつ経営する、という形でも行われうる⁽³⁹⁾（「請負稼」の第二形態）。第一形態は「寄合稼」からの直接の派生形態であり、そこから経営機能が分化するが、請負人自身乃至その隷属民が「流し子組」の構成員となる。請負人は設備の築造・補修を行い、主として他の村内農民達との間に——或る場合には、身分的隷属関係を含みつつ——「流し子組」を形成して稼行・経営する。⁽⁴⁰⁾第二形態においては、その経営形態は、請負条件（鉄穴持主—請負人関係）により、請負人による分益小作的な形態（鉄穴小作⁽⁴¹⁾）から鉄穴持主の雇傭労働による自営へと、限りなく近づきうる。鉄穴持主は、鉄穴採掘の技術をもち、場合によっては自らも——家内労働と共に——鉄穴作業に従事する比較的上層農民であり、労働者（請負人）は、ヨリ専業化した村内乃至出稼の中・下層農民である。労働者に対しては、鉄穴持主から飯米・先銀の前貸、入用銀の立替と小貸が行われ、これらは季末の収益配分の際に差引清算される。鉄穴溝修理費・その他の諸経費は、或いは持主が負担し、或いは収益配分比率に従い、持主

注(35) 武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」43～46頁。

(36) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」24～25頁。

(37) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」24～25頁。

(38) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」24～25頁。武井氏が挙げている事例の中では、請負人は鉄穴持主の1人である。

(39) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」77～78頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」21～23頁。

(40) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」25～26頁。

(41) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」77～78頁、田部越「近世松江藩領内に於ける鉄山業」14頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」21～23頁。定本氏は、美作西北部の一鉄師が弘化期に「人夫」を「賃銭」で雇い、自分持の鉄穴を経営している事例を挙げておられるが、その「人夫」がいかなる種類のものか——普請・雑用労働者か、或いは鉄穴作業労働者か——という点がまず問題となるし、また後者であるとしても、それは——可能性としては——農奴主的経営でも請負稼の第二形態でもありうる。定本正芳「美作西北部の鉄山業と地域社会の変貌」(1) 6～7頁。

(42) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」77～78頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」21～22頁。

(43) 片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」21～22頁。

と請負人の双方が分担する⁽⁴⁴⁾。

第二に、鉄穴「地代」取得を目的として「鉄穴」を集積した、有力鉄穴持主から「借区」するという形で、或いは地表権利者から関連山野を「借区」し、新規に開採するという形で、鉄穴経営者が自らは鉄穴作業に従事することを止め（鉄穴労働者と経営者の分化）、経営者としての機能を高めながら、ヨリ専業化した他地域の冬季出稼労働者を雇傭することによって、経営を行う場合がみられた⁽⁴⁵⁾（「借区稼」）。この場合、鉄穴経営者（「借区人」）は、相当規模の鉄穴持主でも、所有・経営規模を拡大しつつある者でもありうる。労働者（鉄穴師）は、鉄穴師頭を中心とする数人～数十人単位の組織で数ヶ所ずつの鉄穴の採掘・精洗作業を請負い、各鉄穴⁽⁴⁶⁾では小屋頭を中心とする組を形成して作業に従事する。経営者は採掘・洗採設備を新設・補修し、労働者用の小屋を設ける一方、労働者に対しては、各鉄穴（小屋頭）を単位として、作業用具・生活用具の貸与、前貸銀、米・その他の食料、日用品の貸付、入用銀の立替を行い、前貸銀以下は各季末に収益配分から差引清算される⁽⁴⁷⁾。

以上の諸類型は、いずれも幕末・明治初年について確認されているのであるが、同時に村落構造との対応が指摘され、構造的な地域類型として捉えられてもいる⁽⁴⁸⁾。このことは、上記の諸類型が、ある時点において並存する地域類型であると同時に、鉄穴経営の歴史的な発展方向を示すものでもあることを示唆している。

他方、鉄穴所有の具体的内容に目を移すと、「農民的」な鉄穴所有とその分化、経営形態の上では「請負稼」の展開以降、ここでも大きな変化がみられた。「請負稼」乃至「借区稼」のもとでの「鉄穴」所有者は、既に述べた諸条件——立地、開採者、更にそれを包む村落構造など——により、1)鉄穴用水持主（水利権者）でも、2)鉄穴山持主でも、3)それらの統一された、形態上の原型が保たれている鉄穴⁽⁴⁹⁾の持主でも、また4)開採・採掘権の所有者でもありうる。しかし、一方では自営形態がますます減少し、他方では「採掘用施設の構設」（資本投下）の比重が高まり、且つその経営としての側面がますます強まってくるに伴って——特に、「借区」による新規開採を契機として——移譲関係において、一連の採掘施設に基づく開採・採掘権そのものが土地所有から分離して扱われ、広汎に売買・質入・相続の対象とされるという方向に向った⁽⁵⁰⁾。

以上のような鉄穴の所有・経営類型と対応して、採掘砂鉄の配分方法にも様々な形態がみられた。「請負稼」の第一形態の下では、採掘砂鉄は——基本的には——所定の歩合により、間歩（請負人）、労働者（流し子組）、山方（山野・用水所持・利用権者＝鉄穴持主）に分けられる⁽⁵¹⁾。「流し子組」の取得分は、更にその内部で所定の歩合に従い再分されるが、「山方」の取得分も立地に応じて、鉄穴山（水先流山＝砂鉄採掘地）に対する山代、鉄穴用水及び水路敷（井手敷、走り、足水）に対する水代・井手敷料、精洗池（沈澱池）敷に対する池敷料

注(44) 片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」22頁。

(45) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」23、25頁、同「幕末期広島藩における一鉄穴経営」58～60頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」34～35頁。なお、この場合にも、砂鉄採掘・精洗作業を行う鉄穴師・流子とは別に、村内小農・小作人が鉄穴普請等雑役に従事した。武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」52、60頁。

(46) 武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」60頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」35頁。

(47) 武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」61～62頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」35～36頁。

(48) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」36～37頁。

(49) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」23～24頁、同「幕末期広島藩における一鉄穴経営」59～60頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」20～22、24～25、34頁。この場合、水利権者が鉄穴持主とされる根拠は、1)村落共同体規制（水利構造）に基づく場合に加えて——武井氏が強調される以上に——2)当該鉄穴の最初の開採者が施設を構設して井手水を引き、そのことに基つて鉄穴を所有している、という可能性を——1)鉄穴作業における鉄穴用水の重要性、及び2)井手水を引くための施設構設（水手普請）が投下資本に占める比重、ということからも——考える必要があろう。なお、鉄穴における井手（水）——その構設をも含めて——の重要性につき、俵国一、前掲書（「鉄山秘書」）26～27頁をも参照。

(50) 武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」43～49頁。

(51) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」24～25頁。ただし、武井氏は「間歩」の分化と並んで、水代と山代が分化し、且水持主＝鉄穴持主とされている点をも——「寄合稼」形態との対比において——強調している。また、「間歩」とは、ここでは——山野使用料である「山歩」に対し——請負人の鉄穴諸設備の構設に対する収益配分を意味している。

に三分され(鉄穴所有の対象がそのうちのいずれであるかという事は、配分上問題とならない)、更にそれらが共有であれば、それぞれの内部で所定の歩合に従い、再分される。⁽⁵²⁾「請負稼」の第二形態における配分の基本形態は——それが鉄穴労働者(作業請負人)雇傭による鉄穴持主の自営であれ、或いは鉄穴小作であれ——鉄穴持主と請負人(鉄穴師)とに、所定の歩合で配分される場合である。これは、更に鉄穴師の内部で——共有の場合には鉄穴持主の内部でも——所定の歩合に従い再分される。また、1)立地によって、2)鉄穴所有の内容が、採掘・洗採施設構設に基づく開採・採掘権である場合にも、それぞれ山代、水代、池敷料等が、必要に応じて山野所持者・水利権者に配分される。⁽⁵⁴⁾「借区稼」形態の下では、採掘砂鉄は経営者(仕入方)、労働者(鉄穴子方)、鉄穴持主(山方)に配分され、それらの再分

法は「請負稼」の場合と同様である。⁽⁵⁵⁾鉄穴所有の内容も様々でありうるが、それが開採・採掘権の性格のものである場合が多くなるに伴い、山野・用水の所持・利用権者に対する配分は、ヨリ多く「得分(使用料)」・「損所銀」・「入用銀」形態をとることになる。⁽⁵⁶⁾

IV. 藩営鉄山業と藩の流通統制

鉄山(鉄穴流し・鑪・鍛冶屋)の経営形態には、时期的・地域的に藩営と民営の錯綜・交替がみられたが、鉄山業全体に占める藩営の比重は決して高いものではなく、且つ地域的に集中して行われており、寧ろ諸藩では流通過程を把握・統制するという、ヨリ間接的な鉄山業政策が一般にとられた。⁽⁵⁷⁾藩営鉄山業に関する研究が鉄穴経営の研究とともに最も未開拓な研究領域をなしてい

注(52) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」24~26頁。

(53) 田部越「近世松江藩領内における鉄山業」14頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」21~22頁。

(54) 武井博明「幕末・明治初年中国地方における鉄産地および産額」23~24頁、田部越「近世松江藩領内における鉄山業」14~15頁。採掘砂鉄が、まず所定歩合をもって「山方」と「鉄穴師」に配分され、更に立地に従い、「山方」分が「山地持主」・「水手持主」・「鉄穴場持主」に三分されるという配分法は、従来砂鉄収益配分の「基本形態」として指摘されてきているが、ほぼこの経営形態に対応するものとみることができる。松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(上)49頁、庄司久孝「近世以降、たたら(鑪)による中国山地の開拓」62頁、向井義郎「中国山脈の鉄」185頁などを参照。

(55) 武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」60~61頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」34~35頁。

(56) 武井博明「近世後期における鉄穴経営と村落構造」34頁。以上の鉄穴経営の諸類型に関しては、いくつかの非常に大きな制約条件・留保点が存在した。まず第一に、村方における鉄穴所有・経営者の存在形態の問題がある。第二に、製鉄部門が鉄株制をとった場合には鉄穴も「鑪付」とされ、指定鑪以外への売捌を禁止された。第三に、藩営鉄山業が行われた地域でも、鉄穴の多くは「私地仕入」形態の「御用鉄穴」・「御仕入鉄穴」であり、藩「鉄方」の強い前貸支配をうけた。即ち、藩から鉄穴の開採・経営資金(「仕明銀」・「普請銀」・「仕私銀」)の殆どが貸与される一方、その全産出量が、藩の決定する低い価格で指定の藩営鑪に買上げられた(他売禁止)。更に、この——形態的には民営である——「御用鉄穴」・「御仕入鉄穴」は、その経営としての不安定性から、容易に「御手」稼鉄穴(藩営)に移行した。その場合、両者の相違はさしあたり形態的なもの——経営の主体はいずれであるか、即ち、鉄穴頭取(元方)が経営機能を有するか(民営)、それとも口銭を受取る「世話役」にすぎないか(藩営)、乃至は藩の出資が「御鉄方」(御手代)の「御直算用」に基づく「御直仕入」という形をとるか(藩営)、それとも「年賦銀」返済形式の前貸支配という形をとるか(民営)——でしかなく、恐らくこの基準すら流動的なものであった。従って、五つの経営類型の形態的な推移が、その全ての場合において経営の本来の類型変化を意味しているわけでは勿論ない。堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」227~228頁、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(上)53、56頁、原伝「松江藩の製鉄業と農業との関係」119~120頁、向井義郎「中国山脈の鉄」186頁、武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」79~80頁、鶴殿治雄・河野寿「藩政末期備後恵蘇郡の鉄穴」22~23頁、武井博明「幕末期広島藩における一鉄穴経営」50~56頁、同「近世後期における鉄穴経営と村落構造」34頁、片田朋子「19世紀における鉄穴の経営実態とその変遷」24~30頁などを参照。

(57) 松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(上)50~57頁、(中)(歴史地理58—5, 1931)72~85頁、向井義郎「中国山脈の鉄」178~179、188~189頁。藩営鉄山業が行われた地域としては、石州の浜田、備中の新見、松山(高梁)、元禄11年までの鳥取、主として正徳2年以降の広島などの諸藩領が挙げられている。広島藩では——結局は、百姓一揆を誘発して改変を余儀なくされるのであるが——地方支配の強化を意図した藩政改革(「正徳の御新格」)の一環として、正徳2年、三次・恵蘇兩郡の民営鉄山業(「商鑪」・「買人」・「荷主鑪鍛冶屋」)が「諸道具仕組共ニ当分御借上ケ」(実質上の——三次支藩——藩営化)となり、三次支藩廃絶(享保5年)後も、その間本藩の藩営下にあった奴可・三上兩郡の鉄山業をも加えながら、なしくずし的に本藩の藩営(「御場所」・「御手鑪」・「御鍛冶屋」)として継承され、幕末まで続いた。このため、近世後期には備北地方は最大の藩営鉄山業地帯を形成するに至った。武井博明「芸北備北の鉄山業」71~72頁、同「近世八幡高原における鉄山経営」174頁(第1表)、堀江文人「備後国三次・恵蘇郡の藩営鉄業と農村」(たたら研究、13号、1966)22~23頁。

るという事実は、ある程度までこのことに起因していると言つてよい。しかし、藩営鉄山業に関する従来の研究を通して、藩営鉄山稼行に伴ういくつかの問題点が指摘されており、事実、藩営鉄山業が最も高い密度をもって行われた備北地方は——後に述べるように——鉄山稼行地帯の中でも、他の地域とは異なる独特の社会・経済構造を示している。

この藩営鉄山業の個別研究をすすめられたのは、武井博明、片田朋子、堀江文人の諸氏であり、その研究を通して、近世後期広島藩の芸北・備北諸郡における藩営鉄山業の支配・経営組織、製品の販路、藩政との関連等の諸点が明らかにされた。まず、支配・管理・経営組織、藩政との関連についてみると、正徳2年に藩営化された三次・恵蘇両郡の鉄山業の場合には、当初の「郡代」→「手附」による支配・管理が享保3年に「三次勘定奉行」→「鉄奉行」による支配に改変され、三次支藩が廃絶した享保5年には、本藩に移管されると共に「三次御鉄方役所」が新設された。そこでは、「鉄方」役人の管理下に「場所(鑪・鍛冶屋)手代」が経営業務を担当する。そして——堀江文人氏が明らかにされたところによれば——これ以降、山間寒村地帯における「郡方行政」・「窮民救済」という立場から、「農村窮迫」を契機として、「郡奉行」→「代官」の管轄下に一時的に「郡鑪」が設けられ(寛政年間)、また鉄山不正事件後、「改革」が行われる(文化年間)ということはあるものの、基本的には、藩庫を潤すという「藩財政」

の立場が「勘定奉行」→「御鉄方」の支配下で強く前面に押し出されてくることになる。これに対して、民営形態が一般的で特別な管轄機関をもたない山県郡において、化政・天保期に行われた藩営鉄山業は、殖産興業政策の一環として設置されたものではあったが、備北で試設された「郡鑪」に近い管理・経営組織を有していた。即ち、郡内有力鉄師=割庄屋・庄屋層を「懸り役人」として経営組織に組み込んだ「代官所請鉄山」であり、「懸り役人」が郡代官所の管理下で経営諸事務、製品売捌を行う。そこでは、一有力鉄師の譜代の手代が実際の鑪・鍛冶屋経営を担当するという事実にも示されるように、藩と有力鉄師の共生関係の強さが指摘されている。

他方、この藩営鉄山業の稼行は、稼行地帯村落に対して次のような影響・問題点を生ずることが明らかにされた。即ち、まず第一に、砂鉄(→藩営鑪)、鉄(→藩営鍛冶屋)、木炭(→藩営鑪・鍛冶屋)がそれぞれ他所売禁止とされ、前貸により、優先的に廉価で買上げられた。第二に、「鉄方」役人・鍛冶屋手代の私利追求が行われたため、「下方」窮迫・「鉄業不振」という事態さえ招いた。第三に、大坂売による正金銀獲得が目的とされたため(藩財政視点)、領内需要や鉄加工業育成に対する配慮を欠き、産鉄の殆どは広島・尾道から大坂に向けて搬出され、そこで特権商人と結託しつつ売却するという販売方法がとられた。これらの事情は、いずれもその地域の分業・市場構造、社会・経済構造の

注(58) この点は、向井義郎氏、片田朋子氏によって繰り返し指摘されている。片田朋子「戦後における芸備地方鉄山業の研究をめぐって」30~31頁、芸備地方史研究会「戦後における広島県地方史研究の成果と課題」(I) 35頁(片田朋子)、向井義郎「近世鉄山業の問題」23~24頁。

(59) 予定稿(三)のⅦ. 結び、を参照。

(60) 武井博明「芸北備北の鉄山業」72頁、堀江文人「備後国三次・恵蘇郡の藩営鉄業と農村」22~23頁。なお、後藤陽一「広島藩の商業統制」(「魚澄先生古稀記念国史学論集」所収、1959) 206~207頁をも参照。

(61) 堀江文人「備後国三次・恵蘇郡の藩営鉄業と農村」24~30頁。

(62) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」64頁。広島藩の殖産興業政策については、たとえば後藤陽一「広島藩の商業統制」209~213頁、畑中誠治「文政期芸州藩の殖産興業政策」(広島大学文学部紀要 24-2, 1965)、土井作治「文政期広島藩の国産自給論と金銀増殖策——『他国金銀出入約々帳』の紹介——」(芸備地方史研究 86号, 1971)などを参照。

(63) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」68~73頁。

(64) 武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」70, 82頁。片田朋子氏は、これを「有力大鉄師への半委託経営」として捉えられている。片田朋子「戦後における芸備地方鉄山業の研究をめぐって」31頁。なお、藩営鉄穴については、前出(注)56を参照。

(65) 武井博明「芸北備北の鉄山業」71頁、向井義郎「中国山脈の鉄」186頁、武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」65~66, 79~80, 82頁。享保4年に奴可郡に5軒の藩営鍛冶屋が設けられた際、民営鑪の産する鉄は、藩営鍛冶屋の需要を満たさぬうちに「自分入用=遣ヒ、又ハ外へ売候義」を禁止された。また、山県郡の場合、砂鉄の買上価格は他所売価格の6割であったとされている。

(66) 向井義郎「中国山脈の鉄」186頁、堀江文人「備後国三次・恵蘇郡の藩営鉄業と農村」27~28頁。

(67) 武井博明「芸北備北の鉄山業」72頁、武井博明・片田朋子「文政・天保期広島藩藩営鉄山の考察」71~77頁。山県郡の場合には、有力鉄師の運輸手段(手船)・販売ルート(広島・大坂出店)を利用するという方法がとられた。

構成要因として作用することになる。

さて、藩営鉄山業が組織的に行われた唯一の地域である広島藩の備北四郡においては——近世後期には、多数の民営鑛・鍛冶屋の設置が許可されているもの——正徳2年の藩営化以降、一貫して藩営形態が存続した。また、藩営鉄山業が行われた他の諸藩領では——恐らくは当初から——民営と並んで、個別的に藩営鑛・鍛冶屋を設置するという方法がとられた。他方、津和野藩及び備中・播磨の天領では一貫して自由売の民営形態が存続し、製炭・鉄穴・鑛・鍛冶屋に定額の運上銀が課されたのみであった。⁽⁶⁸⁾しかし、他の諸藩——松江藩、鳥取藩、広島藩(山県郡)など——の藩領においては、(1)藩営と民営、更に民営形態のもとも(2)流通統制(専売制・専売類似の仕法)と自由売、との間に時期的な交替がみられ、且つ全体としてみると、そこにひとつの特徴的な推移が認められる。それは、(1)17世紀中葉以降18世紀第1四半期までの第一次専売・藩営鉄山業の時期、(2)18世紀第2四半期から19世紀初頭までの自由売・民営鉄山業の時期、(3)19世紀初頭以降(特に幕末期)の第二次専売・藩営鉄山業の時期、という3つの段階区分として示すことができる。

まず、第一次専売・藩営鉄山業についてみると、松江藩では慶安元(1648)年以降——2度ほど中断しつつも——享保10(1725)年まで、藩が(藩札で)買上げて大坂に送り、正金銀を獲得することを目的とする「(札座)

御買鉄制」が行われた。⁽⁷¹⁾また広島藩でも、延宝8(1680)年から——1度中断を挟んで——天和3(1683)年まで、藩の建値で広島に強制集荷・買上げを行い、領外移出を独占する「御買鉄制」が行われた。⁽⁷²⁾更に同藩では元禄9(1696)年以降、領内産鉄を広島に集荷し、大坂の特権鉄商に「一手取扱い」させる「鉄座」制がとられ、正徳元(1711)年まで流通が再び統制された。他方、鳥取藩に関しては、貞享(1684~87)以前及び元禄7~11(1694~98)年に藩営鉄山業の存在が指摘されている。⁽⁷⁴⁾

しかし、生産・流通過程に対する藩のこのような形での介入・統制は、松江藩では享保10年に、広島藩(山県郡)では正徳元年に、鳥取藩では元禄11年に、それぞれ廃され、以後、各藩はほぼ1世紀前後に及ぶ——運上(寸志・冥加)銀の上納に基づく——産鉄自由売の民営形態の時期を迎えることになった。その場合、松江藩、広島藩(山県郡)では、この民営・自由売の認可が、「先納銀」・「御用銀」の上納とそれに基づく「鉄株」制認可=特権付与という形で行われており、藩は「行政的・財政的」見地から「為替米(養米)」制度を始めとする一連の特権を付与し、保護しつつ有力鉄師と「共生関係」に立ち、且つ有力鉄師を介して鉄山業を統制することにより——鉄山行政乃至稼行地帯の農村統治上からは——「藩営に劣らぬ効果」を収めたとされている。⁽⁷⁶⁾他方、流通過程に目を転じると、第一次専売・

注(68) 前出(注)57及び堀江文人「備後国三次・恵蘇郡の藩営鉄業と農村」29頁、芸藩通志刊行会「復刻・芸藩通志」第三巻、243~244頁を参照。なお、藩営と民営の比率についてみると、文政初年では鑛が藩営2、民営14、割鉄鍛冶屋が藩営6、民営32であり(ただし、以上は奴可郡のみ)、天保6年では鑛が藩営15、民営11、鍛冶屋が藩営21、民営39という構成を示している。

(69) 前出(注)57を参照。

(70) 向井義郎「中国山脈の鉄」179頁。

(71) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」237~238頁、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)80頁、向井義郎「中国山脈の鉄」188頁。

(72) 向井義郎「座鉄・鉄株と山県鉄師」61頁、同「中国山脈の鉄」190頁、武井博明「芸北備北の鉄山業」71頁。

(73) 向井義郎「近世における鉄山経営の形態」52頁、同「座鉄・鉄株と山県鉄師」62頁、同「中国山脈の鉄」190頁、武井博明「芸北備北の鉄山業」71頁、同「鉄業」426頁。「鉄座」制の実施は、藩の大坂問屋からの借銀に起因していた。

(74) 「鳥取藩史稿本」(県立鳥取図書館蔵)第53冊(殖産商工志第3)、五、鉄業、一、鉄山業、1.日野鉄山の「鉄山経営」の項、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」10頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁。

(75) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」239~240頁、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)76頁、向井義郎「鉄山経営」223頁、同「近世における鉄山経営の形態」52頁、同「座鉄・鉄株と山県鉄師」62頁、同「中国山脈の鉄」179、188~189頁、武井博明「芸北備北の鉄山業」71頁、同「鉄業」427~428頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」10頁。広島藩(山県郡)の産鉄が自由売となるのは、実質的には享保元年以降とされている。なお、この間鳥取藩においても、「為替米(養米)」制度とほぼ同様の内容をもつ「拝借米」制度がとられている。「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「鉄山経営」の項、及び「久米河村八橋三郡の鉄鉄業」の項。

(76) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」229~231頁、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)70~71、80~82頁、向井義郎「鉄山経営」221~224頁、同「近世における鉄山経営の形態」52~54頁、同「座鉄・鉄株と山県鉄師」63~64頁、同「中国山脈の鉄」184~191頁、武井博明「芸北備北の鉄山業」71頁。

藩営鉄山業のもとにおける産鉄の流通は——既に述べたように——大坂市場に圧倒的な比重がおかれ、領主権力に規制されるとともに、生産地諸港及び大坂の御用商人・特権的鉄商を介する形で行われたものであったが、このような形態は、第四期までの研究において強調され、また武井氏によっても明らかにされたように、民営・自由売段階の初期——少なくとも18世紀中葉——までは保たれており、幕藩制的流通＝市場構造の一環を形成していた⁽⁷⁷⁾。しかしそこでは同時に、地方の鉄加工業の新たな発展とそれに伴う一連の鉄商人層の交替、流通機構の変化という形で——そしてまた、恐らくはより大きな市場構造の変化、流通部門内の変化の一環として——このような市場構造の崩壊の過程が徐々に進行しており、それは18世紀中葉以降明確化し、近世後期には幕府・諸藩のさまざまな統制をうけつつも、その姿をより一層明確にしていくなことになる。以上の結果として、諸国売が増大するなかで大坂鉄市場の地位が低下し、大坂入荷量も減少することになるが、幕府による大坂「鉄座」の設置はこのような状況を背景として行われたものであり、武井氏はこの「鉄

座」を——鉄座利得の獲得が、その目的のひとつとされていることを認めつつも——こうした状況に対する幕府の対応策、鉄市場操作を目的とする物価政策として捉えられている⁽⁷⁹⁾。即ち、「鉄座」の設置により、領内消費分以外の諸国産鉄はすべて大坂に強制集荷されることになるが、まず「前期仕法」(安永9～天明5)のもとでは、大坂鉄問屋から「鉄座」への買入価格及び「鉄座」→鉄仲買から一般需要者への売払価格は、「鉄座」において決定されていた⁽⁸⁰⁾。しかし、天明5年の仕法替(～天明7)によって、問屋・仲買問の——仲買の背景とする需要の動きを直接反映するような形で——価格決定(「直相対」)を根基とする形態に改められたことにより、18世紀中期以降の各地鉄加工業の展開のなかでその地位を低下させつつある三都及び堺の鉄加工業を強化すべく、鉄の流通機構を再編成する、という鉄市場操作の目的が、より一層明瞭になったことを武井氏は指摘されるのである⁽⁸¹⁾。

さて、民営・自由売段階においては、この大坂「鉄座」を介した安永・天明期の幕府の統制のほか、18世紀中葉まで比較的多くみられる大坂鉄問屋の前貸支配

注(77) II. 二. 流通＝市場構造、を参照。

(78) 従来、近世中期以降の日本海海運における、畿内・内海諸国廻船から山陰諸国廻船への担い手の交替が指摘されており、たとえば享保元年以降慶応元年までの150年間に、石州・温泉津湊に入津した諸国廻船の国別統計を10年毎にとってみた場合、畿内・周辺諸国(享保～宝暦期)→内海・南海諸国(明和～寛政期)→山陰諸国(文政末年以降)という比重の推移が明瞭にみられる。即ち、摂津・和泉・紀伊・播磨からの入港船は享保～宝暦期には全体の68～83%を占めていたが、明和～寛政期には39～61%で、且つ漸減傾向にあり、内海・南海諸国のそれが24～52%で、且つ漸増している。更に、文政末～慶応元年には伯耆・出雲・石見の廻船が64～87%を占め、地元廻船によって各地との間に分業・市場圏が形成されるに至った。岩成博「交通と運輸」(『新修島根県史』通史篇1、第四部、第三章、第四節、1968)781～785頁。なお武井氏は、石州・浜田外浦に関しても化政期を画期として同様の明瞭な「商品流通構造の変化」がみられることを、その入港・取引船の分析から指摘されている。武井博明「化政・天保期における鉄の流通について」282～288頁。

(79) 武井博明「大阪鉄座の意義」201、216～218、230～231頁。武井博明氏、野原建一氏によれば、「鉄座」に関しては従来(1)幕府と商業資本との結合による利得の獲得、(2)幕府の全国産業統制政策と領主の領内産業統制政策との対立、といった側面から言及されてきた。野原建一「近世後期産鉄市場構造の特質」288頁。

(80) 武井博明「大阪鉄座の意義」209～211頁。なお、「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項をも参照。

(81) 武井博明「大阪鉄座の意義」212～231頁。なお、「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項をも参照。従って、同じく幕藩制的な流通構造の解体に対する対応策としてとられた措置でありながら、有力鉄師による化政・天保期以降の大坂出店の開設と、この幕府による安永・天明期の鉄座設置とは、性格・目的を異にするものである。鉄座が、大阪における鉄価の高騰期に大坂鉄問屋・仲買を株としつつ、三都・堺の鉄加工業の保護を少なくともひとつの目的として設置されたものであるのに対し、鉄師の大坂出店は大阪における長期の鉄取引不振、鉄価下落(大坂安の諸国高)期に——問屋の暴利を想定し、それに対抗しつつ——その対応策として設けられていることが、既にその相違を示している。それでは、この鉄価下落は何故に生じたのだろうか? この疑問に対しては、(1)幕府「鉄座」や松江藩等における第二次専売・藩営政策の展開に伴う、鉄の大坂廻着量の一定度の回復、(2)三都・堺の鉄加工業の地位の決定的低下、地方の旧鉄加工業・旧鉄商の没落、以上を主たる販路とする大坂鉄問屋・仲買の販路の縮減、を——他の諸条件とともに——その原因として挙げることができよう。なお、以上の点に関連して、中井信彦「転換期幕藩制の研究——宝暦・天明期の経済政策と商品流通——」(塙書房、1971)、特に第一章第四節、第三章第一節、第二節、終章第一節、第三節を参照。そこで中井氏は、「田沼期に行なわれた大坂に重点を置く一連の諸政策には、そのように低下していた

による流通統制や、養米(為替米)制度のもとで場合によって行われた藩勝手方・大坂蔵屋敷の売捌への関与⁽⁸³⁾、などを別とすれば、概ね実質的な「自由売」形態が保たれていた。しかし、松江藩では寛政10(1798)年以降、広島藩では嘉永6(1853)年以降、鳥取藩では寛政12(1800)年以降、それぞれ「鉄山困窮」・製鉄業不振を理由として、専売制・専売類似の仕法・藩営化による統制が再行され、以後幕末まで、第二次専売・藩営鉄山業の時期が継続する。そして、この時期にはこれらの藩領の産鉄の相当部分が流通統制をうけることになるが、その場合(1)全産鉄が統制の対象になったわけではなく、また(2)統制の内容・性格も藩領によりさまざまであった。まず松江藩の場合には、寛政年間の「鉄価暴落」による製鉄業不振の救済策として、寛政10年に藩領内3郡の鉄師に対して大坂御用商人からの「借銀」が藩を介して融資され、同時に藩の「御越法」が立てられた。それは——形式的には——鉄師の諸家督の藩への「引上げ」、「御鉄山・御鐵」制と(鉄・鍊鉄に対する?)専売類似の仕法の採用を伴うものであったが、鉄師がそのまま「御鉄山元支配」に任ぜられ、実質的な経営は鉄師の掌中にゆだねられていた。また嘉永4(1851)年以降には、藩内産鋼も「国産」とされ、

「御越向鋼」(御蔵物)として大坂蔵屋敷で大坂問屋の関与のもとに売却に付されることになる⁽⁸⁶⁾。他方、広島藩では——既に述べたように——備北の藩営鉄山業地帯に民営の並設が許可される一方、芸北の山県郡でも文政・天保期に藩営鐵・鍛冶屋が設置されるという推移を示したが、後者においては正徳以降嘉永年間まで、「鉄株」制のもとで鉄山業の殆どが民営形態によって占められていた。しかし嘉永6年には、経営不振のため「借銀」を累積した同郡最大の鉄師の鉄山(鐵・鍛冶屋)経営を藩に移管(「御場所」)し、更に安政6(1859)年には郡内全鉄山が藩営化されるに至った。以上のような、出雲3郡、安芸・山県郡における名目的乃至一時的な藩営化に関しては——藩財政建直し・正金銀獲得がその目的であるとされ、或いは殖産興業政策の一環として位置づけられる第一次専売・藩営鉄山業や第二次専売及び新設による藩営鉄山業とは異なって、寧ろ——領主権力と有力鉄師の「共生関係」の強さを示すもの、鉄師・奥郡村々の「救済」策であると同時に「封建支配の維持」のための措置でもあるもの、という理解がなされてきており、その背後には、鉄師と鉄山業が鉄山稼行地帯に占める比重⁽⁸⁹⁾、言い換えれば鉄山業を中心とした村落の再生産構造が想定されているのである。最後に

大坂商人資本にテコ入れすることによってその機能を回復せしめ、商品経済のより拡大された全国的展開を再統合する要たらしめようとする意図が濃厚に含まれていた」(260頁)とされ、「商品生産の地域的拡散」と「中央都市での米価の絶対的かつ相対的な低下に反比例して生じた諸物価の騰貴」という状況のなかで、「商業信用機能の復活、強化」により、株仲間を介して「諸物価の統制」を行おうとする強い政策意図が存在したことを指摘されている。武井氏によれば、鉄座の場合にも「準備金」の不足による仕切引延・代銀支払遅滞が直接の契機となって「仕法替」(天明5年)が行われたが、鉄価下落に対する鉄師の反対運動により天明7年に撤廃を余儀なくされた。鉄価の推移については、武井博明「鉄業」の第128図を参照。鉄座に対する鉄師側の動きについては、「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、向井義郎「中国山脈の鉄」191頁。

注(82) 武井博明「鉄業」425、435頁及び第100表。

(83) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」239～240頁。

(84) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」240～241頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁。

(85) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」240～241頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁。この「専売類似の仕法」の具体的内容については明らかにされていないが、嘉永4年に「御越向鋼」の制がとられているところからすれば、少なくとも鋼は流通統制の対象とはされなかったとみるべきであろう。ただし、そのうちの鉄師は弘化4(1847)年に「諸家督」保全の意図から、「家業向上之鉄山の名目に被成遣」という全く形式的な「上御支配」を新たに願い出て許されており、それ以前に「御越法」は廃されていたともみられる。小野武夫「出雲の三名族」279～281頁。

(86) 堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」242～245頁。なお、小野武夫「出雲の三名族」276頁、庄司久孝「たたら(鐵)の経営形態より見たる出雲・石見の地域性」11、20頁。この場合にも、支藩である広瀬藩領(能義郡)——相当の産鉄量があり、且つ「農民的な鋼商人」が多いとされる——は統制の対象外とされている。

(87) 向井義郎「鉄山経営」223頁、同「広島藩の鉄山格式及条目」62頁、同「鉄山経営における鉄師と村方との関係」20～21頁、同「近世における鉄山経営の形態」53～54頁、同「座鉄・鉄株と山県鉄師」66頁、同「中国山脈の鉄」190頁、武井博明「鉄業」440～441、447頁、脇坂昭夫「商業と金融」601～602頁。

(88) 向井義郎「座鉄・鉄株と山県鉄師」66頁、同「中国山脈の鉄」179頁。

(89) 小野武夫「出雲の三名族」279～281頁、向井義郎「鉄山経営」223頁、同「広島藩の鉄山格式及条目」62頁、同「近世における鉄山経営の形態」53～54頁。

(90) 拙稿「近世鉄山業の研究動向と展望」(一) 55～56頁を参照。

鳥取藩についてみると、ここではまず寛政12(1800)年以降、日野郡産鉄に関して、鉄師に「為替金」を交付しつつ産鉄を米子鉄問屋に集荷し、入津廻船(「鉄買船」)に売却するという移出規制が、藩の出資・統制のもとで行われた。⁽⁹¹⁾しかし、同藩の流通統制が本格化するのには、文化13(1816)年の「江戸廻鉄趣向」の実施及び天保6(1835)年の「境融通会所」の設立以降のこととされており、これに関しては堀江保蔵氏、松尾陽吉氏、武井博明氏、野原建一氏により個別研究が重ねられ、位置づけが与えられてきた。武井氏の詳細な研究によれば、「廻鉄趣向」の骨子は(1)「内貸銀」の貸与により日野郡鉄師の産鉄を米子に集荷すること、(2)その主たる部分(約2/3)を江戸鉄問屋への「廻鉄」とし、それ以外の「残鉄」も「北国四国九州」以外(大阪)への売捌を禁止すること、におかれ、⁽⁹²⁾「残鉄」は米子、岡山等領内・近国諸港から諸国廻船に売却され、また諸国鉄問屋に積み送られた。そして、このことは(1)領内・北国売、(2)大坂売、(3)江戸売という3つの市場への志向をもった化政期日野郡鉄山業にとって、特権的大鉄師と藩との利害の結合による、江戸以外を主たる販路とする鉄師層の利害の抑圧を示すものとされている。しかし同時に注目すべきことは、大坂鉄相場下落・鉄山困窮の原因を——有力鉄師による大坂出店開設の場合と全く同様に——「大坂表問屋人気悪敷高利貸」ることに帰する日

野郡鉄師・村役人の出願に基づいてこれが企画され、⁽⁹⁵⁾曾ての幕府「鉄座」とは意図・目的の上で全く対立した性格を示しつつ、藩の統制のもとに実施されていることであろう。「廻鉄趣向」はその後、在方役所から「国益方」支配(文化14)、更に「産物方」支配(文政5)への移管によって、領内売(「地払」)の強化及び若狭国との油・鉄交易、阿波塩・防州平田塩との塩・鉄交易等の藩際交易が——「江戸廻鉄」と並んで——試みられ、⁽⁹⁶⁾「残鉄」が米子町特権・御用商人の一手取捌とされて、藩財政逼迫の中で正銀獲得政策としての側面をヨリ一層明瞭にしていくことが明らかにされている。この「廻鉄趣向」は「産物方」仕法の廃止(文政8)とともに衰微し、⁽⁹⁷⁾天保6年にあらためて「境融通会所」が設立された。これは「在方豪農商」の出願により、且つ「在方豪農商」=「新型大鉄師」をその出資者・構成者として行われ、「小手前鉄師」に「為替銀」を交付しつつその産鉄を境に集荷し、会所付属の間屋から——少なくとも当初は——入津廻船(「鉄商船」)に売却することを目的としていた。⁽⁹⁸⁾しかし統制地域・対象の拡大と強化により、一般移出入物資に対する金融・決済機関として国産会所的な性格をもつに至り、万延元年以降は御用商人の介在により鉄類の江戸直送が再開されている。⁽⁹⁹⁾他方、この間、農閑稼の小鉄師(鋼商人)による抜荷・坂越とその規制が絶えず繰り返されていることは、こ

注(91) 「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」11頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁、野原建一「近世後期産鉄市場構造の特質」281頁。

(92) 武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」22~24頁。なお、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)78~79頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」12頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁。

(93) 武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」24~25頁。

(94) 武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」31頁。

(95) 松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)78頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」12頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁、武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」21~22頁。

(96) 松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」12頁、武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」21、27頁。

(97) 武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」28~29頁。「領内売」は、従来「雲州鉄鋼」を買入れていた「倉吉其外在々鍛冶共」に対する「売弘」をめざしたものである。

(98) 「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」12頁、武井博明「化政期鳥取藩における江戸廻鉄趣向について」29~31頁。

(99) 「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」12頁。

(100) 「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)455頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」13頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁、野原建一「近世後期産鉄市場構造の特質」283頁。

(101) 「鳥取藩史稿本」第53冊、日野鉄山の「売鉄の沿革」の項、堀江保蔵「鳥取藩の鉄類江戸直送と境融通会所」249~266頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」13~14頁、向井義郎「中国山脈の鉄」189頁。ただし、有力鉄師でこの統制外とされたものがあり、また「坂越」の許可されることも多かった。松尾陽吉、前掲論文16頁、武井博明「近世後期における鉄商人について」69頁を参照。

(102) 松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」(中)455頁、松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題」14~18頁。

の時期の市場構造の変化の一端を示すものである。

以上において概観したような産鉄市場構造の推移——「自由売」をも含めて——は、商品流通史一般について確認されている市場構造の変化とほぼ対応関係に立つものと言ってよいと思われる。従ってまた、何よりもまず、商品流通史の一環として位置づけつつ産鉄市場構造の変化の過程を明らかにすることが、今後の課題となる。更に以上から、鉄山業の藩営と流通統制に関する課題として、次のような諸点を挙げることができる。即ちまず第一に、第一次及び第二次専売・藩営鉄山業のそれぞれについて、幕藩制史との関連、特に藩政改革、殖産興業政策との関連を明らかにすること、第二に、特に近世後期の各藩領内で「自由売」と「流通統制」がどのような関連にあり、それぞれにおいていかなる性格の流通の担い手＝鉄商層が、流通のどの段階でどのような形で関与しているか——たとえば

流通統制の場合、それが領内の集荷統制のみか、それとも移出先の統制をも含むのか、更に前者の場合の領外諸港との取引の性格・担い手等々——を明らかにすること、第三に——以上の点をも含めて——このような統制政策とその地域の社会・経済構造との関連を明らかにすること、などである。

〈追記〉 その後、飯田賢一氏、野原建一氏から、お話を伺う機会を与えられ、向井義郎氏からは本稿に関して有益なコメントをいただいたことを記して感謝します。また、野原氏から「鳥取藩史稿本」を借覧させていただいたほか、慶應義塾大学の斎藤修氏、早稲田大学の佐藤彰一氏、一橋大学の江場真理子氏、及び広島大学附属図書館企画調整係、広島県立図書館内芸備地方史研究会、慶應義塾大学情報センターの方々から、文献の紹介乃至閲覧上の便宜を与えられたことも、ここに記して感謝します。

(経済学部助手)

注(103) この場合、運輸(海運)業そのものについてみるならば、市場構造との関連で次の点が問題となる。即ち、菱垣・樽廻船が「他人運送＝賃積船」形態をとり、商品の輸送・保管・取引業務が機能的に分化して、船頭は運賃による「運送実務担当者」の地位におかれていたのに対し、製鉄業地帯諸港からの鉄の輸送の担い手であった北前船は「自己運送＝買積船」形態をとり、商品販売・輸送の両業務が未分化で、且つ前者に中心がおかれていたとされていることである。従って後者の場合には、遠隔地間の価格差に基づく不等価交換により商業利潤を獲得するという投機的性格がより強く、運賃は商業利潤の中に含まれていた。そして、各地域経済圏の価格の均一化を伴いながら全国市場が形成されるのは、明治中期以降のこととされている。しかし他面、商人層に着目するならば、輸送・取引、金融等の面において封建権力との完全な分離がみられたのは、北前船主(船頭)においてであった。以上のような意味においても、生産地港町鉄商・廻船問屋の成長といわれるものの内容、更にその日本海海運に占める地位の検討が、研究の一領域をなしている。佐波宣平「海運理論体系」(有斐閣、1949) 107～113頁、柚木学「近世海運業における廻船経営の特質——賃積船と買積船をめぐって——」(海事史研究 18, 1972) 27～50頁。